積算基準	土木
現場中間検査	不要
工場等派遣中間検査	不要
樹木保険加入	不要

工 事 設 計 書

事設	業 計	年年	度月	令和 7年度 令和 年 月		
予	算	科	目	款 項	目	節
エ	事	場	所	京都市左京区八瀬秋元町 地内		
路線	名又に	は河川	名等			
工	事		名	河川維持補修(丹住谷川)工事		
工			期	契約日の翌日から100日間		
事	業割	果(所) 名	左京土木みどり事務所	単価使用年月 令和	口 年 月
工	事	番	号		歩掛適用年月 令和	口 年 月
変	更	口	数		基準適用年月 令和	口 年 月
主	工		種		単 価 地 区	
前	払 🔄	金 支	出		調整区分	

京都市 建設局



工事概要

工事延長				m	146
根継工	m3	11	河床コンクリート工	m3	2
仮設工	式	1			

施工理由

本工事は、河川カルテに基づき、普通河川丹住谷川において護岸が欠損し、機能に支障がきたしている箇所の補修を行うものである。

			設計	上額	請負	
			金額	増減額	金額	増減額
_	事費	前回	円	П	円	ш
	ず 負	今回	円	1 1	円	1 1
内	工事価格	前回	円	Ш	円	Щ
13		今回	円	1 1	円	1 1
訳	消費税相当額	前回	円	Ш	円	Щ
可人	仍复忧怕当假 	今回	円	L	円	П
支	給 品 費	前回	円	Ш	円	ш
	和 叩 負	今回	円	<u></u>	円	

京都市 建設局

積算参考資料 (間接費補正一覧)

777	/m²	/	ш	/_	п	0005 (77.7)	
単	価	使	用	年	月	2025年7月	
步	掛	適	用	年	月	2025年7月	
基	準	適	用	年	月	2025年7月	
単	,	価	地		区	2601: I 地区	
調	į	整	区		分	単独工事	
共通仮	設費(率計上)				
主	た	Z	5	エ	種	01:河川工事	
施	工	地填	成 等	補	正	一般交通影響有り(2)-2	1. 2
I	С	T 施	i I	補	正	補正なし	1.0
週	休	2	日	補	正	4週8休以上(通期)	1. 02
現場管	理費						
施	エ	地填	或 等	補	正	一般交通影響有り(2)-2	1.1
I	С	T 施	i I	補	正	補正なし	1.0
週	休	2	日	補	正	4週8休以上(通期)	1.03
一般管	理費						
前打	ム金支	出割。	合によ	る補	正	補正を行わない	1.00
財	団 法	人等	によ	る補	正	補正を行わない	1.00
契;	約保	証に	係る	補正	率	金銭的保証	0.04%

見積参考資料

積算で採用した見積等の単価は下表のとおりです。

※見積等項目名が空欄の場合、細別のすべてを含む単価を示しています。見積等項目名を記載している場合は、細別のうち見積を採用した部分の単価を示しています。

工種	種別	細別	規格・条件	見積等項目 名	単位	単価(円)	施工費 (諸雑費込) 等の区分	備考
構造物補修工	作業土工	残土等処分			m3	5, 040	処分費	
仮設工	土留・仮締切工	処分費	廃プラスチック類		kg	60	処分費	

設計内訳書(本01)

工事名 河川維持補修(丹住谷川)工事	事業区分 工事区分	河川維持·修繕 河川維持					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
可川維持							
		式	1				
構造物補修工			1				
		式	1				
作業土工		10	1				
		式	1				
床掘り	土質:土砂,施工方法:現場制約あり	八	1				(概)
(参考数量)							(1947)
埋戻し	施工方法:現場制約あり,土質:流用土,締固めの有	m3	6				(概)
(参考数量)	無:締固め有り						(14/1.)
し上ない	土砂	m3	3				/+arr \
人力積込	1.112						(概)
Last felores to		m3	3				(Inve)
土砂等運搬	現場制約あり,人力,土砂(岩塊・玉石混り土含む) ,無し,5.0km以下						(概)
		m3	8				
残土等処分							
		m3	8				
根継工							
		式	1				
根継コンクリート	無筋・鉄筋構造物,人力打設,18-8-40(高炉),一般 養生,現場内小運搬有,生コン(小型車割増) 含む						
		m3	11				
型枠	一般型枠,鉄筋·無筋構造物						
(参考数量)		m2	22				
河床コンクリート工		1112	22				
		式	1				
河床コンクリート	無筋・鉄筋構造物,人力打設,18-8-40(高炉),一般 養生,現場内小運搬有,生コン (小型車割増) 含む	1/4	1				
	養生, 現場内小連搬有, 生コン(小型車割増)含む	. 0					
		m3	2				

京都市

設計内訳書(本01)

工事名 河川維持補修(丹住谷川)工事					事業区分 工事区分	河川維持·修繕 河川維持		
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要	
型枠	一般型枠, 鉄筋・無筋構造物							
(参考数量)		m2	1					
仮設工		mo	1					
		式	1					
土留·仮締切工		II,	1					
		_ <u></u>						
 土のう積	作業区分: 小口並べ, 作業内容: 仕拵・積立・撤去	式	1				(概)	
(参考数量)							(1996)	
	人力積込	m2	16				(1 80°)	
廃プラスチック積込	人刀惧心						(概)	
		kg	10					
廃プラスチック運搬	人力積込, DID有り, 10km以上20km未満						(概)	
		kg	10					
処分費	廃プラスチック類							
		kg	10					
水替工		_						
		式	1					
ポンプ設置・撤去			1					
(参考数量)		箇所	3					
ポンプ運転	120以上450 (m3/h)未満, 常時排水	固刀	ა					
(参考数量)			20					
交通管理工		日	28					
人心目性上								
ナマシン 英数 (出 日	交通誘導警備員B, 昼間	式	1					
交通誘導警備員								
		人目	15					
略発注工								
		式	1					

- 2 -

京都市

設計内訳書(本01)

工事名 河川維持補修 (丹住谷川) 工事						河川維持·修繕 河川維持		
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要	
概略発注工								
		式	1					
概略発注工								
		式	1					
概略発注工 概略発注工を除く直接工事費の 18.6%以内		式	1				(概)を参照	
直接工事費		10	1				(1M) Z > 7K	
		式	1					
共通仮設								
		式	1					
共通仮設費 (率計上)			<u> </u>					
		式	1					
純工事費								
		式	1					
現場管理費								
		式	1					
工事原価								
		式	1					
一般管理費等								
		式	1					
工事価格								
		式	1					
消費税額及び地方消費税額								
		式	1					
工事費計								
		式	1					

- 3 - 京都市

特 記 仕 様 書(個別工事編)

工事名 河川維持補修(丹住谷川)工事工事場所 京都市左京区八瀬秋元町 地内

1 一般事項

第1条(適用)

本工事の施工に当たっては、「設計図書」によるほか、土木請負工事必携(以下「請負工事必携」という。)(令和6年8月)」及び「特記仕様書(全工事共通編)(令和6年8月)」によらなければならない。なお、本工事施工現場には、必ず請負工事必携、特記仕様書(全工事共通編)及び本特記仕様書を常備しなければならない。

※ 京都市情報館「トップページ」⇒「まちづくり」⇒「技術管理」⇒「監督・検査」⇒「工事(土 木、舗装、樹木等)の仕様書、様式等」参照

請負工事必携・特記仕様書(全工事共通編)

(https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000292439.html)

第2条(受注者希望方式による「月単位の週休2日」の実施)

- 1 本工事は「京都市建設局週休2日工事」の対象(受注者希望方式による「月単位の週休2日」)であり、「京都市建設局週休2日工事実施要領|
 - (https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000322908.html) に基づいて実施する。ただし、「通期の週休2日」は必須である。
- 2 受注者は、契約後すみやかに、「月単位の週休2日」の実施を希望するか否かを、発注者と協議し、 その内容を工事打合せ簿に記録すること。また、施工計画書の作成に当たっては、「月単位の週休2 日」の実施内容を反映させること。
- 3 「月単位の週休 2 日」を達成した場合は、工事成績評定の考査項目「創意工夫」において、加点対象となる。
- 4 受注者は、本市が週休2日の推進を目的に受注者に対して実施する「京都市建設局週休2日工事」に関するアンケート調査やヒアリング調査に、随時協力しなければならない。
- 5 工事標示板に「京都市建設局週休2日工事」(4週8休以上であることを明記すること。)である旨を明示すること(様式不問)。

第3条(前払金)

前払金は、請負代金の40%以内とし、中間前払金は、同様に20%以内とする。なお、前払金保証 (中間前払金保証を含む。) について、電子証書の提出を可能とする。

※ 京都市入札情報館ホームページ「契約保証及び前払金保証に係る保証証書の電子化への対応について」参照(https://www2.city.kyoto.lg.jp/rizai/chodo/info/pdf/2023/shoushodenshika.pdf)

2 現場条件に関する事項

第4条(交通誘導警備員)

1 交通誘導警備員については、下表のとおり計上しているが、道路管理者及び所轄警察署等の打合せの結果、又は条件変更等に伴い員数に増減が生じた場合は、設計図書に関して監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

配置場所	交通誘導警備員	編成	昼間・夜間・	交替要員
配置場所	(1日当たりの編成人数)	7 / /HI	24時間の別	の有無
交通規制箇所	3名	交通誘導警備員B 3名	昼 間	無

3 監督職員の確認に関する事項

第5条(受注者の臨場)

監督職員が行う段階確認においては、主任技術者(又は監理技術者、或いは監理技術者補佐)又は現場代理人、若しくは、予め監督職員の承諾を得た者が臨場のうえ、確認を受けなければならない。

第6条(段階確認)

受注者は、共通仕様書(3-1-1-4)の「表3-1-1段階確認一覧表」に示す各種別、「品質管理基準及び規格値」による段階確認項目及び次表の工種・種別等の施工段階において、監督職員が臨場のうえ段階確認を受けるものとする。また、あらかじめ施工計画書に確認内容を記載すること。

ただし、監督職員による確認が机上となる場合、受注者は、施工状況、出来形、品質、不可視部分等の判別ができる施工管理記録(出来形成果表、設計図面との対比図、品質管理記録簿等)と写真等の資料を監督職員に提出し、その確認を受けなければならない。

なお、受注者は監督職員の確認を得ずに、当該工種以降の作業を実施してはならない。

「共通仕様書(3-1-1-4)の「表3-1-1段階確認一覧表」に基づき実施する段階確認

種別	細別	確 認 時 期
根継工	根継コンクリート	埋戻し前

4 建設副産物に関する事項

第7条(建設副産物の適正処理)

1 建設廃棄物が発生する場合の対応

本工事の施工により発生する建設廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の許可を受けた施設へ搬出するものとする。

なお、下表は積算上の条件明示であることから施設を指定するものではなく、監督職員の承諾を得て搬出先の変更を行うことができるが、原則として設計変更の対象としない。

また、産業廃棄物が発生する場合は「京都市産業廃棄物の不適正な処理の防止等に関する条例」 (最終改正平成23年4月1日)及び「京都市産業廃棄物不適正処理対策要綱」(最終改正平成16年4月1日実施)を遵守すること。

特に、マニフェストを発行して産業廃棄物が適正に処理されたことを確認すること。このとき、受 注者が排出業者であることとして保管の義務のあるA、B2、D、E票については、その原本を監督

職員へ提示すること。

<産業廃棄物>

建設副産物	受入場所	備	考
廃プラスチック類	許可を受けた施設	設計運搬距 L = 1 7.4	

3 建設発生土が発生する場合の対応(指定地処分)

受入地が発行する書類、伝票などの写しを監督職員に随時提出するとともに、その原本との照合による確認を検査時までに監督職員に受けるものとする。

なお、建設発生土の搬出に当たり、仮置きが必要な場合は、沿道環境に配慮した搬出計画を立てるものとし、書面等により事前に監督職員の確認を受けること。

原則、下表に示す受入先へ搬出するものとするが、土質性状や搬入時期等により搬出できない場合は、監督職員と協議のうえ、その指示によるものとする。

ただし、実施日において、公共工事間で流用可能な場合は、工事間流用を最優先するものとし、設 計変更の対象とする。

<建設発生土>

建設副産物	受入場所	備	考
建設発生土	(指定地処分) 株式会社 Two-Seam	設計運	搬距離
建议光生工	京都市左京区大原野村町 432-1	L = 4.2 km	

本工事では土質調査費等を計上していないが、建設発生土について、以下の事項のいずれかに 該当する場合は土壌調査が必要となる。その場合は、設計変更の対象とする。

- (1) 指定してる受入場所がある地方公共団体の関係法令に基づく土地の埋立等の許可を得た事業者である場合
- (2) 本工事の土砂等の性状(色、臭い等)や廃棄物の混入等の状況が埋立基準に適合しないおそれがある場合
- (3) 上記の(1)(2)以外に土壌調査が必要となった場合

なお、土壌調査を実施することとなる場合は、建設発生土の搬出前に土壌調査を実施し、以下 の資料を監督職員に提出すること。

- (1) 土壌分析結果証明書(計量法第122条第1項の規定により登録された計量士のうち、濃度に係る計量士が発行した土壌の分析結果を証する書類(測定方法を明示したもの))
- (2) (1)の試料を採取した地点を示す図面及び当該地点の写真

4 建設発生土の受入地の変更

土質性状や搬入時期等により指定する受入地に搬出ができない場合、監督職員は京都市土木積算システム設計単価第5編及び公共物GISに掲載している他の施設の中から積算上の2番目以降の受

入地(以下、「積算受入地」という。)を順次指定し、受注者は搬出の可否を確認するものとする。 積算受入地への建設発生土の搬出について、監督職員と協議のうえ決定するものとし、設計変更の 対象とする。

なお、受注者は、積算受入地に代えて、京都市土木積算システム設計単価第5編及び公共物GISに掲載している他の施設、又は廃棄物の処理及び清掃に関する法律の許可を受けた施設の中から別の受入地(以下、「提案受入地」という。)を提案することができる。

提案受入地への建設発生土の搬出が適正であると認められる場合はこれを妨げないが、設計変更の対象としない。また、提案受入地での処分に掛かる費用が、積算受入地での処分に掛かる費用を下回る場合は、減額の設計変更を行うものとする。

第8条(特定建設資材の分別解体等及び再資源化等)

(1) 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律((最終改定平成26年6月4日)以下「建設リサイクル法」という。)に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。

なお、本工事における特定建設資材の分別解体等及び再資源化等については、以下の積算条件を設定しているが、工事請負契約書「6 解体工事に要する費用等」に定める事項は、契約締結時に発注者と受注者の間で確認されるものであるため、発注者が積算上明示した以下の事項と別の方法であった場合でも設計変更の対象としない。ただし、工事発注後に明らかになった事情により、予定した条件により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

分別解体等の方法

	DAMETE (1 OZIG					
工程ごとの作業内容及び解体方法	工程	作業内容	分別解体等の方法			
	①仮設	仮設工事	□手作業			
		■有 □無	■手作業・機械作業の併用			
	②土工	土工事	□手作業			
		■有 □無	■手作業・機械作業の併用			
	③基礎工(杭基礎等)	基礎工事	□手作業			
		□有 ■無	□手作業・機械作業の併用			
	④本体構造	本体構造の工事	□手作業			
		□有 ■無	■手作業・機械作業の併用			
	⑤本体付属品	本体付属品の工事	□手作業			
		□有 ■無	□手作業・機械作業の併用			
	⑥その他(舗装)	その他の工事	□手作業			
		□有 ■無	□手作業・機械作業の併用			

- ※ 特定建設資材廃棄物を排出する場合、再資源化施設等の所在地については、本特記仕様書 に示す「建設副産物の適正処理について」に記載のとおりとする。
- (2) 受注者は、特定建設資材の分別解体等及び再生資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第18条に基づき、以下の事項を別に定める18条様式に記載し、監督職員に報告すること。
 - ・再資源化等が完了した年月日
 - ・再資源化等をした施設の名称及び所在地

・再資源化等に要した費用

なお、再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を提出した場合、18条に基づく報告を省略することができるものとする。

5 その他事項

第9条(工事書類の提出)

完成検査の受検に向けた出来形図書については、工期末の45日前までに提出すること。また、完成 検査に必要な工事書類については、工期末の20日前までに提出すること。

第10条(情報共有システムの利用)

- 1 本工事は、情報共有システム(以下「システム」という。)の利用対象とする。システムを利用しない場合は、監督員から承諾を得るものとする。
 - システムの利用に当たっては、「京都市建設局情報共有システム活用ガイドライン (令和6年3月) (※)」(以下「ガイドライン」という。)を遵守するものとし、ガイドラインの内容を十分に確認したうえで事前協議を行うこと。
- 2 利用するシステムは、ガイドラインで定める要件を満たすシステムの中から、受注者が選定する こと。
- 3 システムの利用に係る費用は共通仮設費率分に含まれており、システム提供者との契約や利用に 係る手続等は受注者が行うものとする。
- 4 システムで発議・提出・受理などの処理を行った工事帳票は、「京都市建設局電子納品実施要領」(以下「要領」という。)に基づき作成された仕様の電子データで出力し納品すること。 なお、要領は適宜改正されることから、適宜、京都市情報館を確認すること。
 - ※ 京都市情報館「トップページ」⇒「まちづくり」⇒「技術管理」参照 (https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000280681.html)

第11条(受注者希望型における遠隔臨場の実施)

本工事は受注者の希望により遠隔臨場を行うものとする。

1 目的

本工事は、「建設現場の遠隔臨場に関する実施要領(案)」(令和5年3月)及び「建設現場における遠隔臨場に関する監督・検査実施要領(案)」(令和5年3月)の内容に従い実施するものとする。

2 実施内容

- (1) 「段階確認」、「材料確認」及び「立会」の実施
- ア 受注者が動画撮影用のカメラ(ウェアラブルカメラ等)により撮影する映像と音声を監督職員へWeb会議システム等を使用し、双方向の通信により会話しながら確認する。実施内容については、受発注者間の協議により決定するものとする。
- イ 遠隔臨場に使用する動画撮影用のカメラ(ウェアラブルカメラ等)の資機材は受注者が準備するものとする。ウェアラブルカメラ等の資機材は、使用製品を限定するものではなく、一般的なAndroidやi-Phone等のモバイル端末を使用することも可能である。ただし、監督職員が使

用するパソコン等の機器・ネットワーク環境に適合する資機材を使用するものとし、資機材の 選定に当たっては監督職員から承諾を得ること。

なお、動画撮影用のカメラ(ウェアラブルカメラ等)の使用は、「段階確認」、「材料確認」 及び「立会」だけではなく、現場不一致、事故などの報告時等でも活用効果が期待されること から、受注者の創意工夫等、自発的に実施する行為を妨げるものではない。

(2) 効果の検証

遠隔臨場を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査を実施する場合は、調査 に協力するものとする。詳細は、監督職員の指示による。

(3)費用

遠隔臨場の実施に掛かる費用については、積上げ計上していないが、「建設現場の遠隔臨場に 関する実施要領(案)」(令和5年3月)の内容に従い、遠隔臨場の実施に要する費用を設計変 更の対象とする。

なお、遠隔臨場の実施方法については、施工計画書提出までの協議において提案するものとする。また、受注者はその費用について見積書を提出するものとする。

(4) 成績評定

遠隔臨場を実施した工事の成績評定は、考査項目「創意工夫」において、1点の加点とする。

第12条(「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」の実施)

- 本工事は「京都市建設局建設キャリアアップシステム活用モデル工事」の対象(ただし、受注者希望方式)であり、「京都市建設局建設キャリアアップシステム活用モデル工事試行要領」 (https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000338803.html) に基づいて実施する。
- 2 受注者は、契約後速やかに、建設キャリアアップシステムの活用を希望するか否かを、発注者へ 通知し、その内容を工事打合せ簿に記録すること。
- 3 建設キャリアアップシステムの履行状況を確認できた場合は、工事成績評定の考査項目「創意工夫」において、加点対象となる。

箇所図

